

白鷹町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）について

【問い合わせ】 健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し「白鷹町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）」を支給します。

- 給付金の支給額：1世帯あたり7万円
- 給付金の支給時期：町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。
- 支給の対象となる世帯：令和5年12月1日において白鷹町に住民登録（住民票）があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

※世帯の全員が住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象となりません。

- 手続き方法：世帯の状況により手続き方法が異なりますが、該当すると思われる世帯には、案内を順次お送りします。

世帯の区分	手続き方法
「確認書（申請書）」が届く世帯	手続き）・該当すると思われる世帯の世帯主あてに、1月初旬より「確認書」をお送りしています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。1月下旬（予定）より、順次振り込みます。
「申請書」の提出が必要な世帯	対象）・世帯の中に令和5年1月2日以降に町外から転入した方がいる世帯や、未申告の方がいる世帯かつ令和5年12月以降、他市町村において価格高騰支援に基づく給付金等の支給を受けた方がいない世帯 手続き）・該当する可能性がある世帯には、「申請書」をお送りします。必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。確認後、順次振り込みます。

- 確認書・申請書の提出期限 **3月22日（金）まで（必着）**

●その他

- ・DVを理由に避難している方で、給付金を受け取ることができる場合がありますので、お問い合わせください。
- ・確認書や申請書の内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の確認をして給付金を受給した場合は詐欺罪に問われることがあります。
- ・この給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

【注意！！】 給付金に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

※本事業は、国の重点支援地方交付金を活用した事業です。

若者の出会いや結婚を応援してみませんか？

婚活サポート委員募集

結婚を望んでいる方たちに、出会いのお世話や出会いの場の提供などを行うキューピット役の婚活サポート委員を募集します。

- 活動内容：結婚に関する相談や婚活支援、出会いイベントの実施や仲人活動等
- 任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日
- 募集人員：15名程度
- 応募資格
- ①町内に住所を有する方、町内出身の方で、応募時点で満20歳以上の方
- ②結婚支援に熱意と関心があり、ボランティア（交通費等は実費支給あり）として活動できる方

③月1回程度の会議に出席できる方

④運転免許をお持ちの方

※詳しくはお問い合わせください。

♥応募締切：2月27日（火）

♥応募方法：応募用紙を健康福祉課へ提出ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。「白鷹町審査会等委員選考に係る基準」を準用し審査のうえ選考します。その後、審査結果を応募者全員に通知します。

【申し込み・問い合わせ】

健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212

子育て世帯生活支援特別給付金の申請は

2月29日までとなります！

広報しらたか7月号に掲載の「子育て世帯生活支援特別給付金」について、左記に該当される方は、お早めに申請ください。

●支給対象者

【ひとり親世帯でない方（家計急変者等）で申請が必要な方】

▼令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母等（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になりません。）であって、食費等の物価高騰の影響を受け、基準日（令和5年1月1日）以降の家計が急変し、市町村民税非課税相当の収入となった方

【ひとり親世帯の方で申請の必要な方】

▼公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）

▼食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

●支給額

児童一人あたり 一律5万円

●申請手続き

申請書の様式は健康福祉課子育て支援係にありますので、ご不明な点はお問い合わせください。申請期限は令和6年2月29日までとなります。

※詳しくはひとり親世帯でない方（家計急変者等）は町ホームページ、ひとり親世帯の方は県のホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

健康福祉課子育て支援係

☎86-0212



令和6年度の放課後児童クラブ(学童保育)利用児童を募集します

- 受付期間 1月16日(火)～2月16日(金)
- 対象児童 小学1年生～6年生で保護者等が就労などにより日中家庭にいない児童（令和6年度に入学する児童を含む）
- 利用料（おやつ代を含む）1～3年生：月額7000円／4～6年生：月額6000円
※利用料は基本金額を示しています。登録形態やサービス加算によって金額が異なります。
※利用料の軽減制度があります（要保護・準要保護世帯および兄弟で通常利用している世帯が対象）。
※申し込みや詳細は、各児童クラブに直接ご連絡ください。（下記開所時間中）
※放課後等デイサービスとの併用もできます。

施設名	蚕桑っ子クラブ	鮎っ子クラブ	エンゼルイン しらたか	東根っ子クラブ
設置場所	蚕桑地区コミュニティセンター内	白鷹町子育て支援センター内	愛真こども園	東根小学校内
申込電話番号	☎87-1188	☎87-0084	☎85-3160	☎090-9270-8122
開所時間	月～金曜日	下校時間～午後7時		
	土曜日	午前7時～午後7時		
休所日	日曜日、祝日、お盆、年末年始	日曜日、祝日、お盆、年末年始	日曜日、祝日、年末年始	日曜日、祝日、お盆、年末年始

【問い合わせ】 健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212